

令和7～11年度下水道等処理施設維持管理業務（高森町）
高森町終末処理場他3施設
指定維持管理業務仕様書

公益財団法人長野県下水道公社

消防用設備等点検業務（高森町 公共下水道）仕様書

（適用）

第1条 この仕様書は、公益財団法人長野県下水道公社が発注する「下水道処理施設消防用設備等点検業務（高森町）」に適用する。

（目的）

第2条 高森町終末処理場の消防設備が、消防法その他関係法令に適合し、その機能が最大限に発揮できるよう点検を行う。

（履行期間及び場所）

第3条 本業務の履行期間及び場所は、次のとおりとする。

（1）履行期間

契約日から令和12年3月31日までとし、点検報告書、点検写真等の書類提出をもって業務完了となる。

（2）履行場所

高森町終末処理場 下伊那郡高森町下市田3929番地1

（業務の履行）

第4条 受託者は、この仕様書によるほか、関係法令に基づき誠実にかつ完全に業務を履行しなければならない。

なお、この仕様書に記載のない事項であっても、業務の履行に必要なものは受託者の責任においてこれを満足しなければならない。

（点検者の資格及び点検の基準）

第5条 消防用設備の点検業務は、消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が行う。

消防用設備は、消防法第17条に規定する技術上の基準に適合しているか点検を行う。

（点検範囲及び内容）

第6条 点検範囲及び内容は次のとおりとする。（数量は別表のとおり）

消防設備等

ア 自動火災報知設備	機器点検、総合点検
イ 消火設備	機器点検、総合点検
ウ 誘導灯、誘導標識	機器点検、総合点検
エ 非常用放送設備	機器点検、総合点検
オ 配線点検	総合点検

※各設備の配線点検の点検は総合点検のみ実施する。

（点検実施時期）

第7条 点検業務のうち、消防用設備は機器点検を7月、機器点検を含めた総合点検を1月に行うものとするが、日程等細部については、監督員と打合わせのうえ実施することとする。

（提出書類）

第8条 提出書類は、業務委託施工協議書を付けて次のものを提出する。

なお、書式については、予め協議すること

提出書類	部数	サイズ	提出期限等
(1) 業務計画書	1部	A4	契約後、速やかに提出
(2) 業務工程表（現場業務）	1部	A4	その都度、速やかに提出
(3) 点検結果報告書及び点検票	3部	A4	点検終了後、速やかに提出
(4) 点検写真	1部	A4	点検終了後、速やかに提出
(5) 点検業務記録	1部	A4	点検終了後、速やかに提出
(6) 打ち合わせ記録	1部	A4	打ち合わせ後、速やかに提出
(7) その他	必要部数	A4	適宜

- (1) 業務計画書 A4サイズ 提出部数 1部
 業務概要、全体工程表、現場組織、施工方法、仮設方法、安全対策等を記載
 なお、現場組織には、点検者名簿及びその資格の写しを添付すること。
- (2) 業務工程表は、その都度提出のこと A4サイズ 提出部数 1部
 現場業務の週間工程表等
- (3) 点検業務報告書及び点検票 提出部数（消防署及び公社保管用）併せて3部
 消防用設備等点検結果報告書の書式については平成16年5月31日付消防庁告示第9号の書式を用いること。また消防設備点検票については、昭和50年10月16日付消防庁告示第14号を用いること。
 なお、消防署への提出は、監督員の指示により速やかに提出すること。
- (4) 点検業務写真 A4サイズ 提出部数 1部
 点検用アルバムにまとめて提出
- (5) 打ち合わせ記録 A4サイズ 提出部数 1部
 打ち合わせ事項について、速やかに提出すること
- (6) 点検業務記録 A4サイズ 提出部数 1部
 契約期間内の業務記録、天候、業務内容、使用材料、業務人数等
- (7) その他 A4サイズ 提出部数 必要部数
 指示するもの

(その他)

第9条 本点検業務の内容について疑義を生じた場合は受託者側のみで判断せず、委託者側と協議の上解決を図るものとする。

消防用設備等点検業務（高森町 農業集落排水処理施設）仕様書

（適用）

第1条 この仕様書は、公益財団法人長野県下水道公社が発注する「農業集落排水処理施設 消防用設備等点検業務（高森町）」に適用する。

（目的）

第2条 新田浄化センター他3箇所の消防設備が、消防法その他関係法令に適合し、その機能が最大限に発揮できるよう点検を行う。

（履行期間及び場所）

第3条 本業務の履行期間及び場所は、次のとおりとする。

（1）履行期間

契約日から令和12年3月31日までとし、点検報告書、点検写真等の書類提出をもって業務完了となる。

（2）履行場所

新田地区農業集落排水処理施設 高森町山吹3144番地（令和10年度末廃止予定）
牛牧地区農業集落排水処理施設 高森町下市田4213番地17（令和8年度末廃止予定）
出原地区農業集落排水処理施設 高森町山吹64-1（令和9年度末廃止予定）
旧吉田地区農業集落排水処理施設 高森町吉田154番地1（防災倉庫として点検実施）

（業務の履行）

第4条 受託者は、この仕様書によるほか、関係法令に基づき誠実にかつ完全に業務を履行しなければならない。

なお、この仕様書に記載のない事項であっても、業務の履行に必要なものは受託者の責任においてこれを満足しなければならない。

（点検者の資格及び点検の基準）

第5条 消防用設備の点検業務は、消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が行う。

消防用設備は、消防法第17条に規定する技術上の基準に適合しているか点検を行う。

（点検範囲及び内容）

第6条 点検範囲及び内容は次のとおりとする。（数量は別表のとおり）

消防設備等

ア 消火設備	機器点検、総合点検
イ 誘導灯、誘導標識	機器点検、総合点検
ウ 配線点検	総合点検

（点検実施時期）

第7条 点検業務のうち、消防用設備は機器点検を8月、機器点検を含めた総合点検を2月に行うものとするが、日程等細部については、監督員と打合わせのうえ実施することとする。

(提出書類)

第8条 提出書類は、業務委託施工協議書を付けて次のものを提出する。

なお、書式については、予め協議すること

提出書類	部数	サイズ	提出期限等
(1) 業務計画書	1部	A4	契約後、速やかに提出
(2) 業務工程表(現場業務)	1部	A4	その都度、速やかに提出
(3) 点検結果報告書及び点検票	3部	A4	点検終了後、速やかに提出
(4) 点検写真	1部	A4	点検終了後、速やかに提出
(5) 点検業務記録	1部	A4	点検終了後、速やかに提出
(6) 打ち合わせ記録	1部	A4	打ち合わせ後、速やかに提出
(7) その他	必要部数	A4	適宜

- (1) 業務計画書 A4サイズ 提出部数 1部
業務概要、全体工程表、現場組織、施工方法、仮設方法、安全対策等を記載
なお、現場組織には、点検者名簿及びその資格の写しを添付すること。
- (2) 業務工程表は、その都度提出のこと A4サイズ 提出部数 1部
現場業務の週間工程表等
- (3) 点検業務報告書及び点検票 提出部数(消防署及び公社保管用)併せて3部
消防用設備等点検結果報告書の書式については平成16年5月31日付消防庁告示第9号の書式を用いること。また消防設備点検票については、昭和50年10月16日付消防庁告示第14号を用いること。
なお、消防署への提出は、監督員の指示により速やかに提出すること。
- (4) 点検業務写真 A4サイズ 提出部数 1部
点検用アルバムにまとめて提出
- (5) 打ち合わせ記録 A4サイズ 提出部数 1部
打ち合わせ事項について、速やかに提出すること
- (6) 点検業務記録 A4サイズ 提出部数 1部
契約期間内の業務記録、天候、業務内容、使用材料、業務人数等
- (7) その他
指示するもの A4サイズ 提出部数 必要部数

(その他)

第9条 本点検業務の内容について疑義を生じた場合は、受託者側のみで判断せず、委託者側と協議の上解決を図るものとする。

精算型経費相当業務（高森町）仕様書

- 1 非常通報装置電話回線料金支払い（NTT、KDDI）
 - 回線番号：0265-35-6956（高森町終末処理場）
 - 0265-35-2269（新田地区農業集落排水処理施設）
 - 0265-35-5871（牛牧地区農業集落排水処理施設）
 - 0265-35-9240（出原地区農業集落排水処理施設）支払先
 - 回線使用料：NTT東日本
 - 通話料：KDDI

- 2 処理場インターネット回線支払い
 - 回線番号：080-6935-9538支払先：KDDI

- 3 ケーブルテレビ使用料支払い（インターネット契約なし）
支払先：高森町

- 4 上水道料金支払い
支払先：高森町

- 5 LPガス料金支払い
支払先：みなみ信州農業協同組合（北部LPガスセンター）